

from

Vol.21

日本看護学校協議会共済会

発行日 ● 2017 年 1 月 20 日

発行所 ● 一般社団法人日本看護学校協議会共済会

発行者 ● 佐藤 仁作

編集者 ● 鶴見 美智恵

共済会

— 目次 —

- これからの共生社会 キーワードは「地域」……惣万 佳代子…………… 1
- 学生が未来を担う人材となるために必要なこと…… (一社)国際福祉医療経営者支援協会…………… 7
代表理事 堀田 慎一
- 共済会の活動…………… 13
- 2017 年度「Will」の改定に関するご案内…………… (16)



第45回ナイチンゲール記章授与式での筆者

これからの共生社会 キーワードは「地域」

特定非営利活動法人デイサービス
このゆびと一まれ

理事長 惣万 佳代子

はじめに

私は富山赤十字病院に 1972 年から 20 年間勤務した。1993 年 7 月 2 日、同僚の看護師（西村 和美・梅原けいこ）と 3 人で、“民営デイケアハウスこのゆびと一まれ”を開所させた。それから介護現場で働き出してから 23 年が経った。

事業を始めたとき、看護師の業務と介護士の業務がかなり重なっていて、業務分担を明確にする必要はないだろうと思っていた。しかし現実とは違っていた。

特別養護老人ホームに勤めている介護士が「看護師さんの仕事はバイタルと薬を飲ませること。それが終わると看護室に入り、なかなか出てこない。オムツ替えも入浴介助も食事介助もしない。自分たちの仕事だとは思っていないみたい」「入所している A さんのカルテが 3 冊ある。お医者さんのと看護師さんのと僕たちのと。別々に記録していて他のカルテ見ることがない」。それを聞いて哑然として、声も出なかった。

看護師はなぜお年寄りの世話をしないのか。介護士にまるごとケアをしてもらっているようだ。また、カルテが 1 人の入所者に対し 3 冊あり、別々

の部署で保管されている。まして共有もしていない。

「それ、おかしいと思わない？」と言うと「僕達もおかしいと思っているのですけど、とても言えませんよ」。また彼は、看護師と介護士が対等の立場ではないと言い切った。

看護師は、診療の補助と療養上の世話が業務である。療養上の世話である入浴・排泄・食事介助等をなぜしないのか。介護士さんに全て任せていいのか。

あれから 23 年が経った。介護現場で働く看護師の業務に対しての苦情をあまり耳にしなくなったが、まだまだ看護師と介護士の業務分担には課題があるようだ。

医療と介護の連携を強めるよう、国は進めている。介護はまさに看護であり、看護の一部門をしっかり担っている。介護士は生活者の視点で、お年よりをきちんと捉えている。

病院での入院期間は 2 週間と短い。退院後の暮らしがはるかに長い。現在、看護職の 80% が病院・診療所で働いているが、これからは暮らしを支え、地域で活躍する看護師が多くなっていくであろう。

新ためて、「看護とは何なのか」「介護とは何なのか」もう一度原点に戻り、今後、いかに連携していくことが大切かを考えたい。

病院での患者のお世話をする エキスパートは誰？

2016 年 8 月、看護研修センターで講師に呼ばれた。全国の看護部長や師長が受講していた。病院に介護士が働いているかと聞くと、3 分の 1 以上の病院で働いていた。介護士の業務内容は食事・入浴・排泄・洗面・移動などの介助であった。「これは看護師の仕事ですよ。介護士にまかせていいんですかねえ。」と言うと、シーンとなった。「リハビリは理学療法士。食事は栄養士、薬は薬剤師が担っている。これからは看護師は診療の補助がメインになっていくのですか」と尋ねたが、誰も答えなかった。

近い将来、医師は余ってくると言われている。病院のベッド数も 10 年後、3 分の 1 は減少させると厚労省が発表した。

看護師が診療の補助にどんどん力を費やしていけば、病院での看護師の数が減り、介護士の数が増えていき、このままいくといつか逆転するであろう。



開所当時からの表札の前で

人間と動物の違い

私は人間と動物の違いは、多々あるなかで「人間にはユーモアがある」ということと「人間は親の介護・看護をする」ということを、講演で言っている。動物は涙を流すことはできるが、アハハと笑うことはできない。笑うということは高尚なことなのだ。ターミナルケアもユーモアをとり入れていく看護がしたいものである。

もう 1 つは「親の介護」であるが、動物は子育てをするが親の介護はしない。動物は死を悟ると独りで死んでいくのだ。人間だから、介護や看護を受けながら死んでいくのである。

母は私が 14 歳の時、医師から余命 6 ヶ月と宣告された。そんなに短い命なら、「家で死なせてやりたい」ということで退院した。居間でベッド生活をしていたのが良かったのだろうか。母はめきめき元気になり、宣告された時から 15 年後に亡くなった。

なぜ、母は医師が予想していたより、15 年も長生きしたのであろうか。兄夫婦に子供が 2 人

生まれ、母は孫達に本を読んだり、歌を唄ったりして可愛がった。孫達も母のベッドに上がり、遊んだり、寝たりしていた。また、兄嫁が毎日、母に米からのお粥を炊いていた。私は富山県黒部市生地町で生まれ、育った。生地町は小さな漁師町である。近所の漁師の人達が、朝取れたきときとの魚を玄関に置いていき、「母ちゃん長いことないがやってなあ。最後の俺のを食べさせてやってくれ」と。その魚を兄嫁が刺身にしたり、焼いたり煮たりして、母に食べさせていた。

私は 10 代から 20 代にかけて親の介護をした。今、私は 65 歳である。今の私達の年代が親の介護をしている。ということは、人間はいつかの年代で親の介護・看護をする宿命があるのではないか。親の介護をしてこそ、動物でなく、人間であると言えるのではないか。

まして、私達は血のつながりのない方たちの介護や看護をしている。本当にすばらしい職業だと確信する。

考えよう介護福祉士の業務を

7 年位前だったか、富山市で東海北陸介護福祉士養成校の学会があり、私に基調講演依頼があった。前日になって、介護福祉士の業務とは何なのか検索したが、探し方が悪いのか見つけることができなかった。(もしかしたら、歴史が浅いから、法律にはなっていないのかなとも思った)

看護師は、保助看法第 5 条で(昭和 23 年制定)「疾病者若しくは褥婦に対する療育上の世話、又は診療の補助を業務とする」とうたっている。

それで、私は一夜漬けで考えた。「介護福祉士とは対象者の生活と人間関係を豊かにし、その人らしい生き方・死に方を支援することを業務とする」にした。

学会当日、パワーポイントで私の考えを発表すると、多くの先生方に拍手をいただいた。

「ADL の援助だけじゃないのよねえ」「生き方を支援しているのよねえ」などの感想をいただいた。

それから、2 年後だったか、富山型デイサービスで働いている看護師を対象に講演をした。白衣を脱いだ看護師である。ここでも、私の介護士の業務の考えを話すと、「それは介護士さんと全く共通しています。人間関係を豊かにすること。その人らしい生き方・死に方を支援する。看護師も同じです」。

その直後、石川県立看護大学の院生が“このゆび”に研修にきた。私の考えを話すと、特に「人間関係を豊かにする」それが一番感激したと話してくれた。その院生が「看護も介護も同じなのでしょうね。看護の基盤が介護なのでしょうね」と。

介護福祉士の養成校の先生方も、富山型デイサービスで働いている看護師も、これから看護界を担う看護大学の院生も、看護と介護の共通面が多いと言っている。

看護師と介護士の 協働と連携の成果事例

1 デイサービスで重篤な肺炎の 利用者が山を乗り越えた事例

介護度 5、寝たきり、話すことはできない 72 歳の女性 A さん、何度も肺炎を繰り返している。40 度の熱、SpO₂ も 60 ～ 70 % 台、シーソー呼吸、努力呼吸が続いていた。かかりつけ医は「右肺がかなり音を立てています。いつどうなるかはわかりません。病院搬送はどうしますか」と夫に話した。夫は「病院には行きません。どうだろうが“このゆび”で見てほしいです」と答えた。医師からは 200ml の点滴 2 本と抗生剤の注射の指示が出た。看護師は点滴を差し管理した。経口摂取の内容・量など看護師と介護士が話し合っ

て決めた。50 ～ 100ml の重湯等を食べさせるのに 1 時間は要した。

その時、A さんは目を閉じていることが多かったが、なるべく声をかけ、少しむせたら間を取り、口にスプーンでゆっくり入れていく。

右肺の肺炎なので右側臥位をあまりしないこと、無理に食べさせないこと、タッピングを頻回

にし痰を出すこと、吸引は苦しがられるのでしないこと。点滴は上肢の不随意運動があるので必ず看護師がつき、手を握って固定をすること。

清拭と洗髪は看護師と介護士でした。

山を越えるのに10日間かかった。夫は「また命を助けてもらいました。妻が生きていることが私の生きがいです。“このゆび”の職員さんのこと、私は信じています。A子は幸福です」、かかりつけ医は「“このゆびと一まれ”の職員のチームワークの良さです。僕の力は小さいですが、みなさんと連携することにより大きな力になります。本当にありがとうございました」

このケースは医療との連携もあるが、介護職と看護職が一丸となり、やることはやる、あきらめない。Aさんがどうしたら楽になるのかをみんなで考え実践した事例である。

若い介護士達に私たちも瀕死状態の人に関わりやれるんだと、自信と誇りを持ったように思う。

2 介護士は看護師からターミナルケアを盗み学んでいる

20年前は施設で働いている介護士は、入所者の看取りの経験は少なかった。最期の場面で救急車を呼び、搬送された病院で亡くなることが多かった。介護士は死を恐がっていた。自分の夜勤でお年よりが亡くなったらどうしよう。看護師や医師にどの時点でどう連絡すれば良いか不安であった。夜勤が無事平穏に終わるよう、神様に祈って出勤した人もいたと聞いた。

具体的に数年前より、特別養護老人ホームの入所者は介護度3以上となり、重度化した。施設でのお年よりの死を進めていることでもあり、特養で亡くなるお年よりが徐々に増えてきた。

介護度4、認知症、92歳男性のBさんが“このゆびと一まれ”のショートステイ中に亡くなった。穏やかな死であった。Bさんの娘さんは1993年の開所時から、ボランティアに来ていた。娘さんから「両親の最後のステージは“このゆび”でお願いしたい」と依頼された。

亡くなったBさんを2人の男性介護士が風呂に入れた。きちんとしているかどうか、看護師が

見に行くと、「湯加減はどうですか？もう少し熱くしましょうか」とBさんに声をかけていたという。Bさんは熱い湯が好きで、湯舟につかると「もうちょっと、熱くしてくれ、もうちょっと」と言われ、湯の温度を上げていた。看護師は感動し、職員が成長し、いい介護をしていることを確信した。私は2人の介護士は今までの多くのターミナルの場面での看護師の対応やケアを盗み、学んだのだと思っている。

3 同じ土俵に入り、協働でアイデアを出していくことが看護・介護を深める

青木新門先生の「今の日本に足りないもの。お年よりの介護を子ども達に体験させないことと、お年よりが死んでいく場面を子ども達に見せないことだ。だから自分の命も他人(ひと)の命も大事にしない子ども達がこれからも増えるだろう」と指摘している。私も同感である。

“このゆびと一まれ”は障害があっても無くても、元気な子ども達が来ている。その子ども達のエネルギーをもらい、介護をしている。なぜなら、お年よりの笑顔が多くなり、元気になる。職員が寝ているお年よりの手浴をしている。3歳のゆうき君が手伝っている。



二重の洗面器でお年よりの手浴を手伝うゆうき君

このゆうき君が自分のおじいちゃんが亡くなった時、棺桶に入り、おじいちゃんと一緒に眠ったのだ。お父さんは、「この子は小さい時から“このゆび”で育ち、多くのお年よりのターミナルを見てきたのであろう。だから、死は怖くなかったのではないか。また、この子らしいじいちゃんと

の別れ方をしたのではないか。僕は嬉しかったです」。

また、この写真をみてある看護学校の先生からこの方法を是非実習に取り入れたいと感想をもらった。手浴のとき洗面器を二重にすることで湯がこぼれず、石鹸もふやけないから良いとほめられた。

このアイデアは看護師ではない、介護士である。

どうしたら、シーツを濡らさずにできるのか、お年よりの安楽も考えての発案であろう。看護師と介護士が実践を通して、同じ土俵に入り、協働でアイデアを出していくことが看護・介護をより一層深めることができる。

介護現場での看護師の役割

「気づき」→「判断」→「予測性」：気づきは家族や介護士はできる。いつもと違うおかしいと気づくのである。それが病状的にはどうなのか。どこからこの症状が現れたのか。このまま様子をみてて良いか。かかりつけ医に連絡をとる必要があるか。すぐに救急搬送が必要なのかという判断ができるのは看護師である。その後どんな経過をたどるのか予測できるのは医療の経験と知識をもっている看護師である。利用者が急変したときは特に看護師の出番、本番だと思っている。

看護職はどこに向かおうとしているのか

特定行為研修制度NPのことを最近耳にした。「看護師が小さな医者になるようなもの」と言う人もいる。ということは看護師は診療の補助だけでなく、もっと医師のような仕事が多くなるのかと懸念する。前に書いたように医師が余る時代がもうすぐ来る。それなのに看護師が医師の卵になってどうするのか。認定看護師や専門看護師ではないのか。多くの看護師の原点は、患者さんに寄り添う優しい看護をしたい。ほとんどの人が

そのような動機で看護師になったと思っている。

医師の卵になりたいと思い看護の道を進んだ人はごく少ないであろう。「青春の夢に忠実であれ」この言葉が増々重く感じる今日この頃である。

今後、福祉現場や在宅で亡くなる人が多くなるであろう。暮らしを支える、ターミナルまで見てくれる看護師さんが増えてほしい。やがて死亡診断書を、暮らしを支える看護師が書けるようになってほしい。そうすると、福祉現場での死や在宅死が増えると考ええる。

「この町で生まれ、この町で暮らし、この町で死ぬ。死にがいのある町づくりを」をメッセージにしたい。

これからの看護師は地域に出て、町づくりに参加してリーダーシップをとってほしい。

私は10代の時から「女である前に人間であれ」という言葉が好きである。「看護師である前に住民であれ」と叫びたい。

介護職はどこに向かおうとしているのか

介護現場で3年ほど働くと「看護学校に行きたい」と言う人がいる。実際、准看に進む人、正看に進む人が多くなっているように感じる。動機は「医療の知識と技術を身につけたい」「お年よりが急変したとき手や足が出なかった自分が情けなかった」「給料が低いから、今のままでは子どもを作れない」などである。

“このゆびと一まれ”にも過去に何人か看護学校に進みたいから辞めたいと言ってきた介護士がいる。ベテランの若い職員である。私は、止めることはできないが、介護職は魅力がある。辞めることはない、と説得した。知識や技術は介護現場で身につけることができる。短大を出た人が准看の学校に行くと言ったので、行くなら正看の学校を勧めた。結局、自分で看護学校に行かないことを決めた。尊敬する先輩が職場にいたので、ここに留まることを決心した。もう一人は、正看の入学試験を合格したのであったが、「やっぱり介護の道が続ける。やりがいを感じる」ということで、

看護学校に入学しなかった。

介護は充分やりがいのある職業だと思っている。看護に比べると歴史は浅いがこれから市民に認められ、信用されていく職業であろう。医師に指示を受けなくても、自分の判断でとことん関われる職業である。

富山型デイサービスは赤ちゃんからお年よりまで幅広い人達が利用している。地域には色んな人達がいるのだから、色んな人達に対応できる人が専門職であると思っている。

最近、介護福祉養成校のカリキュラムに障害者（児）の授業単位や実習が増えている。

厚生省は、全国一律で縦割りになっている高齢者や障害者・子ども向けの福祉サービスを地域事情に合わせて丸ごと支援する「地域共生社会」の実現を目指し、2016年7月5日に検討を始めた。

モデルは「富山型デイサービス」で、第1号が“このゆびと一まれ”（富山市）。

相談窓口を一本化して対応することになった。「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の本部長は塩崎厚生労働大臣である。政府の意気込みが伝わる。

これからは共生社会。キーワードは「地域」である。地域で活躍する看護職がこれから尊ばれるであろう。

看護師なのだとわかった時、なぜかとても嬉しかった。

“このゆびと一まれ”の職員は、看護師・介護士・社会福祉士・保育士・ヘルパー・ケアマネジャー・管理栄養士・教師など様々である。その様々の人達の能力を生かし、利用者の対応をしている。

職は違っていても対等で色んな意見を出している。視点が少し違っているから面白いし勉強になる。

その中でも看護師と介護士が連携を取り、何か形になっていけば良いと思っている。

名前もよく似ているし、業務内容を見ても共通する部分が多いからである。一歩行動を起こせば厚生労働省はこの考えを「看護も介護もまろごと考えましょう」となるであろう。

このテーマは私の生涯かけての仕事であると思っている。



利用者と開所者の1人西村さん（左から2番目）と記念撮影

おわりに

看護の看は「手」と「目」である。あたたかい手とあたたかい目であろう。介護の介は何なのか。介入するの介なのか。介は人が向き合っている字に見える。私だけであろうか。人が真剣に向き合うことが介護なのだと思う。そうすると、看護も同じであろう。

“このゆび”を開所した時、テレビや新聞で「元看護師」と言われた。私も介護現場で働いているから、そう呼ばれるのだと思っていた。東京から新津（NPO 法人メイアイヘルプユー代表）先生が、このゆびを訪問された時「元はないでしょう。看護師の免許をはく奪されたわけではないでしょう」と言われ、そうだ、元ではなく、今も現役の

著者紹介

惣万 佳代子氏 プロフィール

- 1951年 富山県黒部市生地町生まれ
- 1973年 富山赤十字看護学院卒業
富山赤十字病院に看護師として勤務
- 1989年 富山赤十字病院 看護係長
- 1993年 富山赤十字病院を退職
民営デイケアハウス「このゆびと一まれ」開所
- 1996年 富山大学非常勤講師
- 1998年 富山県民間デイサービス連絡協議会会長
- 1999年 クロツカルゴールデン基金受賞
宅老所・グループホーム全国ネットワーク世話人
- 2001年 中日社会功労賞受賞
- 2002年 日経ウーマン・オブ・ザ・イヤー 2003
総合2位受賞
- 2004年 平成十六年度女性のチャレンジ大賞受賞
毎日介護賞受賞
- 2005年 男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰受賞
- 2007年 宅老所・グループホーム全国ネットワーク代表世話人
- 2015年 第45回フローレンス・ナイチンゲール記章受章
- 2016年 第36回エイボン女性年度大賞受賞

学生が未来を担う人材となるために 必要なこと —コミュニケーション能力を育む

一般社団法人 国際福祉医療経営者支援協会
代表理事 堀田 慎一

ある看護学校の理事長の決断

ある医療法人付属の看護学校で実際にあった出来事です。何年間か国家試験の成績が悪く、何人もの留年生を出した時の話です。病院ならびに看護学校の理事長が先生方に「どうして留年させるのですか？」と聞くと「この生徒たちはいくら言っても勉強せず、成績も取れないので仕方がないのです」と答えが返ってきました。「留年したら変わるのですか」と聞くと「やってみなければわかりませんが、変わるかもしれません」と言います。

翌年、先生方を集めて理事長はこう言いました。「今年から方針を180度変えてください。まず、留年は一人もさせないで下さい。試験で点が足りない人は、足りるようになるまで何度でも再試験をやってください。休みに入るようなら、先生方は交代で受かるまで続けてください。出てこれない生徒は、先生が迎えに行ってください。生徒を信頼しなければ誰もついてきません。そこまでやれば、生徒も先生を信頼するようになるでしょう」大きな決断でした。

それから、2年間、国家試験に落ちた人も、留年した人もおりません。徹底的に、本気になって対峙すること、この事例からはその重要性がよくわかります。一番の問題は、最初からあきらめの気持ちが混じっている自らの弱い気持ちなのかも

しれません。お互いの信頼関係こそが成果を生むのだと確信します。教職員の皆様の学生を思う気持ちが大いに発露されることを願わずにはいません。

Always say Yes !

以前、NHK テレビ講座「仕事学のすすめ」という番組で「病院を変える突破力」と題してK病院の院長が話されていました。そのタイトルには、「患者と職員ともに満足度を高め、革新的な病院経営を行うK病院流仕事哲学とは？」という副題がついていました。

その中で院長はこのように話されていました。「医療機関は Always say No! なのです。(いつも患者さんの要望や様々なことに対して否定的な対応をせざるを得ないということ)それは、なぜかというと命を抱える仕事だからこそ最悪のリスクを考える習慣ができているからです」

しかし、K病院はそれに対して反対に患者さんのことを考え、Always say Yes! と言うのだ、という内容の趣旨でした。患者さんの立場に立ててできるだけことをして差し上げるという徹底さがそのお話を聞いて感じ入るところがありました。

これから社会に巣立つ看護学生の皆さんにはそのような考えを持って仕事に取り組んでほしいと強く思います。

子育てと職員教育

いつの世においても今の若いものは・・・という嘆き節があると言います。源氏物語でもそのような表現をしているところがあるとか。通常は家庭、教育、職場が三大躰の教育の場だろうと思われるのです。しかし、その傾向は嫌がられることを放棄して甘やかせることばかりをしてしまう、という状態にあるようにも見えます。社会的に男性が弱くなり、厳しいことが言えない父親が増えてきた、ということもあるかもしれません。

しかし、このようなことは、いつの世にも変わりなくあったはずです。では、そのよりどころとなるものは一体何があるのか、ということを考えてみました。そうすると参考になるものとして江戸時代の天保十年（1839年）に小川保磨が著した「養育往来」がありました。江戸時代の教育は「読み、書き、そろばん、躰」を重要視し、寺小屋にてなされてきたのですが、そこで読み書きの教科書として作成されたものでした。「江戸の子育て十カ条—小泉吉永」によるとその十カ条は以下のようなものがありました。

- 第一条 子育ての失敗は全て親の責任
- 第二条 まずは親の姿勢を正すべし
- 第三条 子どもへの愛情をはき違えるな
- 第四条 早く善悪を教え、特に「悪」を厳しく戒めよ
- 第五条 子どもには苦勞をさせ、我が儘を許すな
- 第六条 礼儀作法をしっかりと教えよ
- 第七条 子どもの友人や遊びを吟味せよ
- 第八条 教師と親が心を一つにして教育せよ
- 第九条 学問の目的を見誤るな
- 第十条 子育ては試行錯誤の連続、誠の心で向き合え

職場においても「子ども」を「部下」と読み替え、「親」や「教師」を「上司」や「経営者」と置き換えてみるときちんとその話のつじつまは合います。

わが国には、昔から社会に浸透している価値観が数多くあります。皆、何となくそのことは感じているのです。この十カ条にしても、確かに言いたいことはわかるな、というくらいの認識なのではないでしょうか。

ちなみに現代社会は、物事をはっきり言えない社会になっています。たとえば、この十カ条が大事だと言うと「それは押しつけだ」「価値観が多様化しているのに時代錯誤だ」などと反論がくるのは必至です。

実は教育とはここからが問題なのです。今の学校教育ではここからは「自主性」という言葉のもとに学校の先生は、生徒を放任してしまいます。遅刻をくり返す、服装が乱れている、そんな生徒を教師が自らの責任と感じ自宅に行ってまで学校に連れ出す、そんな先生はなかなかいないのではないのでしょうか。生徒は反発をしながらも、そうしたことで教師の自分に対する愛情の程度を感じ取ったりするものです。

しかし、職場はそれをしないといけません。良いことは良い、悪いことは悪い、をしっかりと教え、できるまで繰り返す、徹底的にやらせる、それが職場には必要になってくるのです。

若い部下達が育つかどうかは、やはり職場の責任です。しかしある程度のレベルには学校教育の中でしてもらわないと困る、というのも事実です。優しく育てるのがいいのか、厳しく育てるのがいいのか、答えはありません。たぶん、バランスというものがあり、それは人によって、また同一人物でもその年齢によって変わってくるものではないかと思うのです。

教育はいつの時代になっても、泥臭いものが残ります。ただその泥臭さのうちに子供や部下は何かの温かさを感じ取るのではないのでしょうか。教育とは、その方法論だけでなく、人と人との触れ合いの中で学ぶ「生き方のエネルギーの伝承」でもあるというのは、いささか大げさにすぎるかも

しませんが、私はそのように感じる事が多々あるのです。

では、もう少し具体的な教育すべき中身について触れたいと思います。

「子供の教育、大人の教育」

国民教育の師父と尊敬された森信三氏は、長年教師として教育のあり方を世間に知らしめた功労者です。彼が提唱して広がった考え方に「躰の根本原則三ヶ条」があります。それは以下のようなものです。

その一、朝必ず親にあいさつする子にする

その二、親に呼ばれたら必ずハイとはっきり返事のできる子にする

その三、履物を脱いだら必ずそろえ、席を立つたら必ずイスを入れる子にする

職場にはこういうことができるように育った人と全く教えられていない人の両方が混在して入職してきます。教えられず育った人にはまずこのようなことから教えてあげなければならないのです。

禅寺を訪ねると玄関に「脚下照顧」と書かれていることが多いはず。いみじくも、まずは自分の脱いだ靴をきちんと揃えなさい、と言っておりそれが人間修養の第一歩だと言っているのです。

教育には「家庭教育」「学校教育」「職場（社会）教育」の3つがあると言われています。良い家庭（良い家庭とは経済的状況は関係ありません）に育った子供はおのずから立派な人間に育ち、よい校風を持つ学校に入ると周りに感化されいっそう輝かしい人材となり、良い社風の会社や職場に入ると何事にも責任感ある素晴らしい人材となって成長してってくれます。最終的にそのような人材が集まる国は「国風（こくふう）」が良くなり国が興隆するというのです。

私は中でも幼少のころの家庭教育、学校教育がとても大事だ、と感じています。

小学校の教諭である平光雄氏によると学校崩壊が起こる原因には、大きく2つのものがあると言います。それは教師の統率力不足と子供の耐性不足です。教師の統率力不足というのは厳しさが足りないというよりも、ある種のサービス精神の欠如を意味すると言います。たとえば子供たちに何かを教える際に、少しでも分かりやすく伝えるために、またやる気が出るような工夫をするということをせず、事務連絡に近いような形で済ませてしまう。すると子供たちの心は教師から離れていきクラスの統率力が失われていくのだと言います。子供の時の仲間と野や山を駆け回り遊んだ経験があるような教師が少なくなっている現状が、このような事態にどうしていいかわからない教師を生み出している問題があるように感じます。

そして学校が崩壊しているクラスには、あるものが足りないと言います。それはカラッとした笑い。その代わりに聞こえてくるのはいやらしい笑い声や冷めた嘲笑。子供たちは集団でワツと湧き上がるような笑いを経験したことがないというのです。

集団にはルールが必要です。一所懸命に頑張って失敗したことには絶対に叱らない、その代わりに人の嫌がることや人を馬鹿にすることは絶対に許さない、このルールがあることによって、また教師がそのことを絶対に許さないという断固とした態度さえ取れば嘲笑や冷めたいやらしい笑いは無くなります。

これらのことを見るとよくわかるのが、子供の世界も大人の世界も必要なことは同じ事である、ということです。「躰の根本原則三ヶ条」は子供だけの問題ではなく大人になってもできない人はたくさんいます。子供を束ねることができない教師のように、職場をまとめることができない人も多くいます。教室だけでなく職場にも笑いや笑顔が必要です。正しいルールは職場には必要です。

ちなみに「躰の根本原則三ヶ条」として触れていることは『挨拶』『返事』『後始末（整理整頓）』です。難しいことをする前に、当たり前のことを

確実に遂行することが重要だ、と私は思うのです。そしてこれらは、学生に教育する前に大人である教職員が実践し、背中で教えることです。

私の長年の経営コンサルタントの経験から言えることは、職場に挨拶がないようなところはほぼ、上位役職者や経営者がそれらを馬鹿にして実行しないことに原因があります。長い目で見ればこのような職場は経営成果も衰退していくことが多いのです。簡単と思えるようなことを徹底する、これが教育の根本であり、経営においても揺るがすことのできない部分なのです。

ある看護部長が私にこう言ったことがあります。「看護学校から入った新卒の看護師は、学校で教えられてきた看護の基本技術はほとんど身につけておらず現場ではまだまどうまくは使えない、でもそれは職場で教えるから、少々できなくても構わない。しかしそれ以上に職場において必要なことは、患者さん、ご家族、上司、同僚などとの良好なコミュニケーションだ、せめてそういったことができる状態にまでは学校で教育してほしい」と。看護技術の前にコミュニケーション能力ありき、ということです。

ちなみに、コミュニケーションの第一歩は挨拶から始まります。「今の若い世代は挨拶をしない」という台詞をよく耳にしますが、挨拶をしない、のではなく、できないに近いのです。また大人がさせることもしないのです。これを学校できちんと教えていないと社会人としては目も当てられない結果となります。

挨拶をするには、まず相手に気づき認識する必要があります。相手に気づくということは、周囲に目配りがないとできません。職務を行いながらも周囲に目を配り、相手に気づく努力をさせ、自ら挨拶することを繰り返し行わせることで身についていきます。職場に出る前に学校などで真剣になってやらせることがとても重要です。照れることなく、必ず実施することを基準とさせるのです。照れはお互いの間に壁を作ってしまう。こうして反復していくことで、周囲に対する気配り、

ひいては接遇力の向上につながっていくのです。

看護師のような対人対応が必要な職業の場合、一般企業で必要とされる挨拶や言葉遣い、丁寧さといったものの他に、「相手との距離感をどうつかむか」ということが大切になってきます。ただし、適切な距離感というのは人によってバラバラなため、それをつかむ事は容易ではありません。

また、挨拶などは単にやれば良いのではなく、気持ちに伴わなければなりません。そのために必要となるのが感受性です。感受性は「もし自分がその立場だったら？」と相手の立場に立って考える視点が大切です。今の若い世代は、こうしたことを考えたり、議論する機会が少なく、社会人になって初めて考えさせられる場合が多いため、職場における教育のポイントにもなっています。感受性を育むには時間がかかりますが、自ら考える訓練を早いうちから行っていけば身についていくものです。時間が経ってから行おうと思うと、ますます手間も時間もかかってしまいます。接遇などのコミュニケーション能力は早く習慣づけるに越したことはありません。

コミュニケーションのとり方には、地域や性別、世代によって様々な違いがあります。それは、コミュニケーションがその人の生まれや育ち、成り立ちに大きく影響しているからです。したがって、まずそれらの違いを知ることが大切です。

【地域性の違い】

コミュニケーションをとる距離感は、関東よりも関西の方が近い傾向にあると思います。一概には適切な距離感を述べることはできませんが、その人にとって適切な距離とはどのくらいなのかを見極めることから始めてみましょう。

【男女間の違い】

女性は同質性・感受性・育む力を重視するのに対し、男性は異質性を重視する傾向にあります。求めるリーダー像も異なり、男性は指示・命令を求めますが、女性は「聴いてくれる」ことを求め

ます。女性が多い職場においては、みなまじめで仕事をテキパキとこなす一方で、思い悩んでいないかちょっと声をかけてみる必要が高いものです。

また、声をかけることは相手に“関心を持っている”ということを伝えることにもなります。挨拶の後、一人ひとりに違った言葉をかけてみるといった工夫をしてみるのもお勧めです。上から下へのコミュニケーションには準備が必要なのです。

【世代間の違い】

生まれ育った環境が違くと価値観も違ってきます。これから利用者となる戦前・戦中生まれの団塊の世代に比べ、学校を卒業してスタッフとして採用される若い世代は許容範囲が狭く、自分を抑えたりコントロールすることが苦手といえるでしょう。また、傷つきやすく、注意されることを“押さえつけられている”とさえ感じてしまう場合があります。

さらに、なぜ見た目（髪型や服装）だけで判断されるのかが分からないため、相手に不快感を与えないための気遣いが必要であるという接遇の必要性から教えなければいけません。携帯電話やインターネットで簡単につながれる時代だからこそ、若い世代の方が本当のコミュニケーションに飢えているのも事実です。彼らをきちんと受け止め、職場でもう一度育んでいくことができればコミュニケーション能力は向上していくでしょう。

このような様々な違いを知ったうえで、お互いに違いを受け入れ（受容）咀嚼していくことがコミュニケーションをとることにつながっていくのです。

コミュニケーションは体感記憶

コミュニケーションをとるにあたって繰り返し行い“体感記憶”としていく必要があることとは何なのでしょう？

“体感記憶”というのは車の運転のように、頭

で覚えるのではなく、繰り返し行うことによって身につく、体が自然に動いていく、というものです。看護の仕事において、技術も体感記憶ですが、コミュニケーションも体感記憶といえるでしょう。

どのように相手の目を見れば良いか

話すスピードはこれで良いか

表情から読み取れることは何か

などを日々繰り返し考えることによって、自然と身につく、コミュニケーションがとれていくのです。一度きりの研修などではコミュニケーションスキルは向上しません。自らで考え、繰り返させることが重要なのです。

コミュニケーションというのは、単にとれていれば良いというものではありません。お互いに安心感、信頼感があり、法人の風土や方向性のベクトルもスタッフに浸透しているということが、良いコミュニケーションを図れているということなのです。そのためにはまず、職場における法人の目的や存在意義、方向性をきちんと伝える必要があります。そのうえで、目指すスタッフ像を示すのです。

ベクトルを合わせることは、より良いコミュニケーションの基盤となっていきます。

さらに、コミュニケーションをとる上で、自分の存在意義や目的を持つことはとても大切です。

これらを持たずに仕事を行うと、どうしてもその場しのぎの対応になってしまいます。「仕事の目的は何なのか」「自分はどうしたいのか、どうなっていきたいのか」をきちんと考え、意識させることがコミュニケーションを成り立たせるためには重要といえるでしょう。

そして若いうちから、仕事の責任感や大変さの中にも面白さを教え、仕事に熱中させることも大切です。厳しいことを言わなければならない場合もありますが、それも仕事なのです。スタッフの顔色ばかりうかがわず、嫌われる勇気も時には必要です。

人にはそれぞれすばらしいものが 秘められている

職場などで人間関係がうまく行かず、相手にイライラして強く当たったりする、そのことで不信感が芽生え、お互いがうまくいかなくなっていく、そんなことが往々にしてあるものです。親子関係、夫婦関係もそのようなことがあるのかもしれませんが。分かり合えるためには、一定の時間とコミュニケーションが必要です。でも人はその時間が待てないのです。性格が違う、考え方が違う、となればなおさらかもしれません。しかし、人には一人ひとり違うすばらしい個性や資質が眠っているはず。最後に「単なる理想論、世迷いごとだ」と批判を受けることを承知の上で、以下のような物語をご紹介します。

ご紹介するのは、「動物学校」という R・H リーズ博士の書いたおとぎ話です。

・・・昔々、動物たちは、新しい世界の様々な社会問題を解決するために、何かしなければならぬと考えて、学校を設立することにした。科目は「かけっこ」「木登り」「水泳」「飛行」であった。学校を円滑に運営するために、すべての動物にこれら四科目の履修が義務づけられた。

アヒルは、水泳の成績は優秀だった。先生よりもうまかった。飛行もいい成績だったが、かけっこは苦手だった。それを補うために、放課後居残りをさせられ、そのうえ水泳の授業時間まで削って、かけっこの練習をさせられた。やがて、足の水かきが擦り減り、水泳も平凡な成績に落ちた。しかし、学校は平均的な成績でいいとされていたので、アヒル本人以外は、誰もこのことを気にならなかった。

ウサギはかけっこにかけては最初から優等生だったが、水泳が苦手で居残り授業ばかりさせられているうちに、神経衰弱を起こしてしまった。

リスは木登り上手だったが、飛行の授業では、

木の上からではなく、どうしても地上から飛べと先生に強制され、ストレスがたまる一方だった。疲労困憊の末、肉離れを起こし、やがて木登りも C、かけっこも D にまで落ちた。

ワシは問題児で、厳しく更生する必要があった。木登りの授業では、いつも一番早く木の上に到着したが、先生の指示する方法にどうしても従おうとしなかった。

結局、学年末には、泳ぎが得意でかけっこもまあまあ、木登りも飛行もそこそこという少々風変わりなウサギが、一番高い平均点を獲得して卒業生総代に選ばれた。

学校側が穴掘りを授業に取り入れてくれなかったことを理由に、モグラたちは登校を拒否し、その親たちは税金を納めることに反対した。そして子供を穴グマのところに修行に出すと、後はタヌキたちと一緒に私立学校を設立し成功を収めた・・・。

私たちはこの動物学校と同じようなことをしている危険性はないでしょうか。このおとぎ話は、笑えない本質が隠されていると私は常々思っているのです。

日本の未来の医療や介護などを担う看護師の方々を輩出する看護学校がこのようなことを真剣にとらえていただき、素晴らしい看護師達を産み出していただけるものと私は確信しております。



【著者紹介】
一般社団法人
国際福祉医療経営者支援協会
代表理事 堀田 慎一

【プロフィール】
経営コンサルタント／MBA／
大阪市立大学大学院非常勤講師／
慶應義塾大学SFC研究所上席所員
1992年より2015年大手経営コンサルティング会社に勤務。うち2002年から2005年まで一般財団法人医療経済研究・社会保障福祉協会医療経済研究機構に勤務。
2016年一般社団法人国際福祉医療経営者支援協会 代表理事。

共済会の活動

感染症対策に関するアンケート調査について

平成 28 年 10 月中旬から開始させていただきましたアンケート調査「医療従事者養成施設学生の臨地実習におけるワクチンで予防可能な感染症対策に関する調査」に対し、予想以上のご協力をいただき心より感謝申し上げます。

ワクチンでの抗体検査等の在り方には、各養成施設において非常に関心が高いことが伺えました。

「総合補償制度 Will」をご採用いただいている各種専門学校、高等学校、大学 1,078 校のうち 1,551 課程に調査票を送らせていただきました。その結果、各校合わせ 1,188 課程からのご回答をいただくことができました。お忙しい中、誠にありがとうございました。調査結果につきましては、平成 29 年 4 月ごろからホームページ、共済会ニュース等で発表してまいります。また、アンケート調査にご協力いただき、お申し込みのあった報告書については 4 月から 5 月ごろの発送となる予定です。

平成28年度研究助成対象者が決定

平成 28 年度研究候補者募集については、7 名からの応募がありました。平成 28 年 12 月 5 日に研究助成審査委員会が開催されました。研究助成候補者と書面での最終調整を行っております。調整が済み次第、当会ホームページにて結果を発表いたしますのでお待ちください。

公開出前講演会を福岡県福岡市で開催

平成 28 年度公開出前講演会を九州・沖縄ブロックの先生方を対象に、平成 28 年 10 月 29 日、

福岡県福岡市博多駅前の朝日ビルで開催いたしました。39 校約 90 名の先生が参加され、蒔田寛弁護士による「失敗しないクレーム対応と処理について」と墨岡亮弁護士による「SNS における個人情報取り扱い」についての講演を聞いておられました。お忙しいところご参加いただき、ありがとうございました。九州では、熊本地震から始まり豪雨による土砂災害など九州各地で大きな被害が続きました。心よりお見舞いを申し上げます。

海外研修事業・台湾研修について

平成 28 年度の台湾医療関係施設訪問・見学ツアーの募集をいたしておりましたが、最少募集定員数に達しなかったため。今年度のツアーを中止させていただくことになりました。誠に申し訳ございません。平成 29 年度に改めて企画・募集をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

平成29年度 阿部幸恵先生による指導者のためのシミュレーション研修会日程について

東京医科大学病院シミュレーションセンター長・阿部幸恵教授の平成 29 年度の日程が決まりました。

開催場所等の詳細については、平成 29 年度の当会ホームページでご確認ください。

開催予定日：平成 29 年 8 月 19 日(土)～ 20 日(日)

開催予定日：平成 30 年 3 月 24 日(土)～ 25 日(日)

平成29年度定期総会開催について

平成 29 年度定期総会の開催は、平成 29 年 6 月 23 日(金) 午後 4 時から熊本県熊本市で開催の予定です。被災地の熊本に少しでも協力できればと思っています。

ゲストに当会顧問の今別府敏雄氏(元厚生労働省政策統括官)をお呼びしております。今後の医療行政などについてお話をいただく予定です。議員の先生方、よろしくお願いいたします。

＜ 2017 年度の受託物に対する補償一覧＞

【学生用 Will】

受託物の分類	借りた目的	補償できること		
		損壊	紛失・置き忘れ	盗難
2017 年度も引き続き 損害保険で 補償対象となる受託物	正課・学校行事目的	損害保険 (1 億円限度)	共済制度 (10 万円限度) (課外活動目的は対象外)	損害保険 (1 億円限度)
	上記以外 (プライベート目的含む)	損害保険 (1 億円限度)	✕ 鍵については、 借りた目的を問わず 共済制度で補償	損害保険 (1 億円限度)
2017 年度から 損害保険の補償対象と ならない受託物 (自転車、眼鏡、義歯、 携帯電話等)	正課・学校行事目的	共済制度 10 万円限度)	共済制度 (10 万円限度) (課外活動目的は対象外)	共済制度 (10 万円限度)
	上記以外 (プライベート目的含む)	✕	✕	✕

【教職員用 Will】

受託物の分類	借りた目的	補償できること		
		損壊	紛失・置き忘れ	盗難・詐取※
昨年度から変更なし	正課・学校行事目的 ・課外活動目的	損害保険 (1 億円限度)	損害保険 (1 億円限度)	損害保険 (1 億円限度)
	上記以外 (プライベート目的含む)	✕	✕	✕

※詐取（さしゅ）：だまし取られること

2016 年を振り返って

日本看護学校協議会共済会
感染対策室 室長 小沼 利光

日本看護学校協議会共済会感染対策
室では、共済制度の一環として会員の
皆様から感染見舞金の申請に対し、よ
り公平性を担保する目的で感染症の内
容を確認させていただいております。

2016 年 3 月 31 日からスタートした
本制度は 12 月 22 日現在で感染症に係る
皆様からの申請だけで 246 件を数え
ています。その内容はインフルエンザ
を中心とする呼吸器疾患が最も多く 1
82 件、次いでノロウイルスなどによ
る消化器疾患が 35 件でした。見舞金の
お支払い率は、申請があつた約 70% が
既に終了し、残りは順次すめられて
いるところです。皆様へのお支払は平
均 1 ヶ月程度、最短で 10 日でお見舞い
金が支払われています。

ちょうど、この原稿を書いている
とき、まさにノロウイルスが猛威を振
るい始めた時期でした。2016 年 12
月 20 日に国立感染症研究所が公表し
た第 49 週（12 月 5 日から 11 日）、の 1
週間で患者報告数は、全国で 6 万 1、
547 人。1 医療機関あたり 19・45 人
であります。これは過去 10 年間で最も
患者が多かった 2006 年に迫る水準

で、都道府県別では、13 都県が警報基
準値を超えています。

やっぱり恐い二枚貝！

ノロウイルスは二枚貝の内臓に潜
み、それを生で食べると感染が起きる
ことはよく知られています。シジミ、
アサリやハマグリもこのウイルスに汚
染されていることがあります。通常
は味噌汁や炒め物など調理して（熱を
加えて）食べるので、あまり問題にな
ることがありません。ホタテ貝も二枚
貝ですが、食べる部位は貝柱で内臓を
食べるわけではないので原因にはなり
難いのです。ところが、カキは生で内
臓を味わうのが最も一般的な食べ方で
皆さんが好んで食べられています。従っ
て、ノロウイルスの感染源として一番
多くなってくるのです。お鍋に入れて
牡蠣鍋にすれば大丈夫なのですが・・・。
医療従事者の皆さんは、ノロウイル
スなどの感染症から身を守る術は十分
に熟知していると思います。一度罹患
すると健康な人でも七転八倒の苦しみ
からは逃れられません。抵抗力の低い
お年寄りには十分なケアがないとしばし
ば死につながるようになります。
今一度、ノロウイルス感染症の怖さ
を思い浮かべ自分が感染しないよう、
他人に感染させないよう心がけましょ
う。

お勧めいたします。その際は、これまで同様Will事務局が示談交渉に向けてアドバイスやサポートを行います。

ご判断に迷われるケースは、Will事務局にご相談いただければ、過去の事例を基に的確な回答をご提示出来ると存じます。

なお、以下の場合には、ご加入者のご意向に関わらず保険会社を示談交渉を依頼できませんので予めご承知ください。

- 被害者が保険会社を示談交渉することに同意しない場合（事前に同意書を取り付ける必要はありません）
- 「Will」ご加入者側に損害賠償責任が生じた場合（無過失）

②教職員用Willの個人賠償責任補償の拡大について

一点目は、従来国内での賠償事故のみ補償対象としていましたが、2017年度からは国外での賠償事故も補償対象になります。

二点目は、補償の対象となる方の範囲の拡大です。この補償は、ご加入されている教職員の方が起こした日常の賠償事故の他に、「同居しているご親族」や「別居している未婚のお子様」が起こした日常の賠償事故も補償できる、ということを変更してお伝えいたします。具体的には、次のような例はこの保険の補償対象となります。

- ・ お子様が自転車のハンドル操作を誤り、近所の車にキズを付けてしまった。
- ・ 他県の大学に通うために下宿をしているお子様が、自転車で幼児を撥ねてしまった。

- ・ 同居の親御さんが誤ってベランダから植木鉢を落とし、通行人にケガをさせてしまった。

2016年度までは、同居のご親族・別居の未婚のお子様共に「ご加入者と「生計を共にしている」ことが条件でしたが、2017年度からはこの条件が取れる他、ご親族については、ご加入者のご親族に加え、配偶者のご親族も対象となります。

③受託物の補償の一部縮小と共済制度での充足について（学生）

2017年度は、東京海上日動火災保険（株）の損害保険の商品改定により、学生用Willの受託物（預かり物）に対する補償が縮小します。共済会では、共済制度の見舞金で損害保険の縮小分を出る限りカバーできるよう、以下の通り対応いたします。何卒事情をご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、教職員用Willの受託物（預かり物）に対する補償には変更ございません。

●改定点と共済制度での対応

- ① 2016年度までは、損害保険で受託物の「損壊」「紛失」「盗取」について補償できましたが、2017年度からは、そのうち「紛失（置き忘れ含む）」の補償ができなくなります。

↓共済制度での対応…正課・学校行事目的の受託物の「紛失」は共済制度で補償します（10万円までの時価額限度）

- ② 2017年度から、「損害保険で補償できな

い受託物」の品目が増えます。

↓共済制度での対応…「損害保険で補償できなくなる受託物」のうち、2016年度まで損害保険で補償できていた受託物については、正課・学校行事目的であれば「損壊」「紛失」「盗取」を共済制度で補償します（10万円までの時価額限度）

2017年度からスタートした感染見舞金制度について

平成20年度から「Will」に導入した「特定感染症危険担保特約」（「感染症法」で定める第1類～3類の感染症が補償対象）に代え、2016年度から共済会独自の24時間型の感染見舞金制度がスタートしました。

新しい見舞金制度では、「感染症法」で定める第1類～5類に加え、共済会にこれまでに報告された件数の多い感染症も補償対象といたしました。既に多くの学生・教職員の皆さまにご活用いただいております。

実習中に限らず、海外を含めたプライベートでの罹患も補償対象となりますし、インフルエンザを含め多くの感染症を対象としておりますので、感染症を発症した場合は忘れずに「Will」にご請求ください。現在のところインフルエンザでのご請求が全体の約62%、次いで感染性胃腸炎が約14%となっています。

補償内容についてご不明な点等は

「Will」事務局までお問い合わせください。

一般社団法人日本看護学校協議会共済会

Will事務局 ☎ 0120-863755

Will News

総合補償制度Will

Vol.21

2017年度「Will」の改定に関するご案内

一般社団法人
日本看護学校協議会共済会
「Will」事務局

新谷 夏郎

会員校の皆さまには「Will」の募集等等多なるご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて2017年度の「Will」は、引受保険会社である東京海上日動火災保険(株)の商品改定に伴い、一部補償内容に改定がございます。共済会では、これまで同様、掛金を上げないことを第一優先とし、東京海上日動火災保険(株)の商品の補償内容が狭まる点については、共済制度を適用し、出来る限りご加入の学生・教職員の皆さまにご不便がかからないよう制度全体を整えました。何卒共済会の方針をご理解賜りますようお願い申し上げます。

2017年度の主な改定点は、以下の通りです。詳細は昨年末にお送りいたしましたパンフレット、小冊子等でご確認ください。

- ① 賠償事故について、保険会社の「示談交渉サービス」を利用できるようになります。(学生・教職員共通)
- ② 教職員用Willの個人賠償責任補償は、2017年度からは補償

が拡大されます(教職員)

①②の改定による保険料上昇分を吸収するため、ケガによる死亡・後遺障害保険金額が若干下がります。(学生・教職員共通)

- ③ 受託物(第三者から預かったもの)の「紛失」について、東京海上日動火災保険(株)の保険では補償対象外となります(「損壊」「盗難」は従来通り補償対象)。また、一部の物品について、受託物の補償対象から除外されます。(学生のみ)

この3点を含めた改定内容一覧が「Will」のパンフレットに差し込んでありますので、全ての学生・教職員の皆さまに行き渡ります。

①示談交渉サービスについて

2016年度までの「Will」では、賠償事故を起こした際の示談(被害者との間で過失割合や賠償金額について合意すること)は、加害者(「Will」ご加入者)が行わなければなりませんでした。2017年度からは、被害

者との示談を保険会社に依頼することができるようになります。時間的にも精神的にも負担のかかる示談交渉をしなくてよくなりますので、有効にご活用いただきたいと存じます。特に、自転車等による移動中の事故に関しては「示談交渉サービス」による解決をお勧めいたします。

ただし、保険会社に示談交渉を依頼するということは、「示談の結果についても保険会社に任せる(「Will」のご加入者は、示談結果に異議を唱えられない)」ということを意味します。保険会社は、法的な観点から「Will」のご加入者の過失ができるだけ小さくなるように被害者と交渉を行いますので、加害者と被害者の社会生活上の関係を考慮するわけではありません。この点については養成施設のご担当者様始め各先生方にも事前にご承知いただき、その上で適切なご活用をお願い申し上げます。

Will事務局といたしましては、これまでに多数の賠償事故のご報告を受けた経験から、「臨地実習中の賠償事故(学生や教職員が加害者で、実習先病院や患者さんが被害者のケース)」と「学校内での賠償事故(学生が加害者で他の学生や学校が被害者のケース)」については、示談交渉サービスを使わずに、先生方にもご協力いただき、ご加入者ご自身で示談交渉を行うことを